

○違法駐車車両移動措置要綱

昭和 60 年 7 月 25 日

埼例規第 37 号・交指・会

警 察 本 部 長

違法駐車車両移動措置要綱の制定について（例規通達）

この度、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の一部が改正されたことに伴い、違法駐車車両移動措置要綱を別添のとおり制定し、昭和 60 年 7 月 25 日から実施することとしたから、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、違法駐車車両移動措置要綱の制定について（昭和 48 年埼例規第 50 号、交指・会）は、廃止する。

違法駐車車両移動措置要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条及び第51条の3の規定に基づき、違法駐車車両（以下「車両」という。）に対する移動等の措置、当該車両の積載物の保管等の措置及びこれらの措置に伴う手続並びに車両移動保管事務に係る手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 移動等の措置

法第51条の規定に基づく車両の移動、保管、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

(2) 積載物保管等の措置

法第51条の規定に基づく積載物の保管、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

(3) 移動業者

法第51条の3第1項の規定に基づき法第51条第5項に定める車両の移動（以下「車両移動措置」という。）に関し、警察署長から委託を受けた法人をいう。

(4) 保管業者

法第51条の3第1項の規定に基づき法第51条第6項に定める車両の保管（以下「車両保管措置」という。）に関し、警察署長から委託を受けた法人をいう。

(5) 積載物

車両の積荷又は車両内に存する現金、書類その他の物品等をいう。ただし、明らかに価値が低いと認められるもの及び車両と一体をなすものを除く。

(6) 確認標章

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第7条の5に規定する放置車両確認標章をいう。

(7) 駐車監視員

法第 51 条の 13 第 1 項の規定により駐車監視員資格者証の交付を受けた者で、法第 51 条の 12 の規定により警察署長から確認事務を受託した法人において選任され、確認事務を行うものをいう。

(8) 運転者等

車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者をいう。

(9) 使用者等

車両の使用者又は所有者をいう。

(10) 積載物の所有者等

積載物の所有者、占有者その他積載物について権原を有する者をいう。

(11) 二輪車

大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

3 取扱責任者の指定等

(1) 移動等の措置及び積載物保管等の措置の適正を図るため、交通課長（交通課長代理の配置がある警察署にあっては当該課長代理。第 12 の 4 (2) アにおいて同じ。）を取扱責任者とする。

取扱責任者が不在の場合は、交通課の係長若しくは主任（事故捜査及びひき逃げ捜査を担当する者を除く。）又は総括管理者が代行するものとする。

(2) 取扱責任者（代行者を含む。以下同じ。）は、警察署長（以下「署長」という。）の命を受け、移動等の措置及び積載物保管等の措置の全般的指揮に当たるほか、移動業者及び保管業者との連絡調整に努め、移動等の措置及び積載物保管等の措置を適正に行わなければならない。

4 事務の担当区分

次の事務は、会計課長を置く警察署にあっては会計課長、会計課長を置かない警察署にあっては会計係長が担当するものとする。

(1) 保管に係る車両又は積載物（以下「車両等」という。）を売却する場合における所要の事務

(2) 保管に係る車両等の所有権が県に帰属した場合における所要の事務

(3) 滞納処分に係る差押財産の保管、換価及び換価代金等の配当に関する事務

5 運用上の留意事項

この要綱の運用に当たつては、個人の財産権及び秘密を侵されない権利を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

第2 委託

1 委託業者の認定

(1) 委託業者の要件

移動業者及び保管業者の認定に当たつては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 署長が違法駐車車両の移動の決定を行つた場合に、速やかに当該車両を移動し、保管することが可能な体制及び保管場所を有しているなど、車両移動保管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び能力を有する法人であること。

イ 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまでのいずれかに該当する者のないこと。

ウ 車両移動保管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有する法人であること。

(2) 認定の手続

署長は、委託業者の要件を満たしているか、次に掲げる書面を認定を受けようとする業者から提出させて認定するものとする。

なお、この認定は、年度ごとに 1 回行うこと。

ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 役員名簿（様式第 1 号）

ウ 誓約書（様式第 2 号）

2 委託の方法

前記 1 により認定した法人の中から、次のいずれかの方法により委託するものとする。

なお、(1)による場合は、原則として一般競争入札等競争性のある契約方法によるものとする。

- (1) 移動等の措置が定期的に予想される場合は、移動又は保管に関する契約を締結して行う。
- (2) 前記(1)以外の場合は、移動等の措置が発生した都度、委託業者に依頼して行う。

3 報告

署長は、前記2(1)の契約を締結したときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

第3 移動対象車両の通報等

1 車両の移動措置の有効活用

車両の移動措置については、管内の道路交通の実態、交通流の阻害状況等を考慮し、特に危険性、迷惑性の高い車両を優先して行うなど、有効に活用すること。

2 移動措置対象車両に係る通報

駐車監視員から移動措置の対象となる放置車両を確認した旨の通報を受けた警察官は、次に掲げる事項を確認し、現場臨場の措置をとること。

なお、駐車監視員に対しては確認標章の取付けを行った後は、現場にとどまることなく、巡回を継続して、他の放置車両の確認等を行うよう指示すること。

- (1) 放置車両の確認開始時刻及び違反時間
- (2) 確認場所
- (3) 違反態様
- (4) 車両の車種及び登録番号

3 移動措置

警察官は、駐車監視員から通報を受け、現場に臨場した場合は、通報に係る車両が放置車両であるかを確認し、第4の規定により移動措置をとること。この場合において、当該放置車両が移動措置の要件に該当する状態にあることを立証するため、放置車両現認状況報告書（様式第3号）又は放置車両現認状況報告書（様式第4号）を作成すること。

4 移動措置対象車両の確認標章の取扱い

- (1) 警察官は、移動措置をとる際、既に取り付けられた確認標章を取り除かないこと。
- (2) 警察官は、移動措置をとるために放置車両を現認した時点において、駐車監視員が取り付けた確認標章が既に取り除かれても、新たに確認標章を取り付けないこと。

- (3) 警察官は、移動措置をとるために現場臨場した場合において、駐車監視員から通報のあった放置車両が確認標章を取り付けられた場所から移動したことが明らかであって、なお放置車両であると認められるときは、改めて確認標章を取り付けること。

第4 車両の移動措置

1 移動措置

- (1) 警察官は、車両を移動させる場合は、次によるものとする。
- ア 取扱責任者に報告し、その指示を受けること。
- イ 移動（出動を含む。）の都度、違法駐車車両移動措置報告書（四輪車）（様式第5号）又は違法駐車車両移動措置報告書（二輪車）（様式第6号）（以下これらを「措置報告書」という。）を作成すること。
- ウ 移動業者に車両の移動措置を行わせたときは、移動措置書（様式第7号）又は移動措置書（様式第8号）を提出させ、内容を確認して所要事項を記入し、押印のうえ取扱責任者に提出すること。
- エ 移動を開始する前に運転者等が出頭したときは、その現場で車両を返還すること。
ただし、移動を開始した場合は、車両を警察署等交通の妨害とならない場所へ移動した後返還すること。
- (2) 取扱責任者は、前記(1)アの報告を受け、移動の必要性の有無を判断し、指示したとき、又は前記(1)エの移動措置書の提出を受けたときは、その経緯を違法駐車車両移動措置報告受理簿（四輪車）（様式第9号）又は違法駐車車両移動措置報告受理簿（二輪車）（様式第10号）により明らかにしておくものとする。

2 移動順序

移動措置を要する車両が2台以上ある場合は、おおむね次の順序により移動するものとする。

- (1) 危険性及び迷惑性の高いもの
- (2) 交通の妨害の程度が著しいもの
- (3) 規制標識（標示）に近いもの

3 立会人

車両の移動措置に当たる警察官は、次のいずれかに該当し不服申立てが予想される場合は、警察官及び移動業者以外の者の立会いを求めて、後日証言が得られるようにしておくものとする。

- (1) 新車等で真新しいき損箇所があるとき。
- (2) 車両に特異な積載物があるとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

4 立会謝金等の交付

警察官が立会人に立会謝金（以下「謝金」という。）を交付する場合は、次によるものとする。

- (1) 謝金は、1件につき現金500円又は相当額の物品とする。ただし、立会人が謝金を辞退したときは、これを交付しないことができる。
- (2) 謝金等を交付した場合は、立会人から領収書を徴すること。ただし、領収書を徴することができないときは支払証明書により、その支払い内容を明らかにしておくこと。

5 移動の表示等

車両を移動した場合は、その旨及び車両を速やかに引き取るべき旨を現場の路面に表示する等して明らかにしておくこと。

6 移動時の注意事項

車両を移動するときは、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 違法駐車の状況、交通上の危険又は妨害の状況及び車両のき損、汚損、積載物その他車両内外の状況を見取り図又は写真等により明らかにし、当該車両の違法状態を確認しておくこと。
- (2) 現場の交通状況により、他の交通に支障を及ぼさないよう適切な方法でを行い、接触、衝突、盗難その他の事由により、車両又は積載物に損害を与えないようすること。

第5 保管措置

1 保管場所

車両は、保管業者が管理する保管場所、警察の施設その他適正に保管できる場所に保管するものとする。

2 車両の適正保管

- (1) 警察官は、保管業者に車両の保管を委託した場合は、保管業者から車両預り書（様式第 11 号）又は車両預り書（様式第 12 号）を徴するものとする。
- (2) 署長は、車両の保管場所の形状、管理の態様等に応じて、法第 51 条第 6 項後段に規定する措置を講じ、盜難、損傷、交通事故等の事案が生じないよう適正な管理に努めなければならない。

第 6 告知及び公示

1 告知

- (1) 法第 51 条第 7 項の規定による車両の使用者に対する告知及び法第 51 条第 8 項の規定による当該車両の所有者に対する告知については、電話その他の方法により行い、その経緯を車両引取連絡書（様式第 13 号）により明らかにしておくものとする。
- (2) 前記(1)の場合において、使用者等の氏名及び住所（以下「氏名等」という。）等を知ることができないときは、運輸支局、自動車税事務所、市町村役場、自動車販売会社等に対する照会及び車両登録名義人の近親者、知人等にたいする調査を行い、なお氏名等が判明しないときは、開錠の技術を有する者（以下「開錠業者」という。）に依頼してドア及びトランクのかぎを開けさせ、開錠業者又は保管業者等の立会いを求めたうえ車両内の書類その他の物品からの調査を行うとともに、これらの経緯を使用者等調査経過書（様式第 14 号）により明らかにしておくものとする。

2 公示

- (1) 法第 51 条第 9 項の公示は、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）第 16 条に規定するところにより、車両公示書（様式第 15 号）を用いて行うこと。
- (2) 署長は、警察署内に保管車両一覧簿（様式第 16 号）を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

3 公表

法第 51 条第 10 項の公表は、府令第 7 条の 2 の 2 に規定するところにより、車両公示書を用いてインターネットの警察署ホームページを利用し、公示後速やかに行うものとする。

4 出納簿への記入

署長は、公示の際、保管車両（積載物）出納簿（様式第 17 号）に記入すること。

第7　返還措置

署長は、保管中の車両を返還するときは、次によるものとする。

- 1　出頭者が車両の正当な引取人であることを確認すること。この場合において、代理人であるときは、委任状又はこれに代わるべきものを徴すること。
- 2　委託保管中の車両を返還する場合は、引取人に車両引渡依頼書（様式第18号）又は車両引渡依頼書（様式第19号）を交付し、これと引き換えに車両を保管業者から営業時間内に引き取るよう指示すること。
- 3　車両引渡依頼書に記載された保管期間を過ぎた場合の追加料金は、別に直接保管業者に支払うことになる旨を告げること。
- 4　引取人から車両受領書（様式第20号）又は車両受領書（様式第21号）を徴すること。

第8　車両の売却等

署長は、保管した車両につき、当該車両の所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して1月を経過してもなお当該車両を返還することができないときは、次により当該車両を売却し、又は廃棄し、その売却した代金を保管するものとする。

1　売却の要件

車両の売却は、当該車両とほぼ同質のものを購入するとした場合の価格と保管費用とを比較し、後者が明らかに大きいと認められるときに行うものとする。この場合において、価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両価額の評価に関する事情を勘案し、かつ、財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する中古自動車査定士の資格を有する者の意見（以下「査定」という。）を聴いて行うものとする。ただし、二輪車は、専門的知識を有する者の意見を聴いて行う。

2　売却の方法

- (1)　売却は、指名競争入札に付して行うものとする。ただし、指名競争入札に付しても車両の価額が低い等の理由により、入札者のない車両については、随意契約により売却することができる。
- (2)　指名競争入札に付する場合は、なるべく5人以上の入札者を指名し、かつ、入札期日の3日前までに車両入札通知書（様式第22号）により通知すること。
- (3)　随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴すこと。

3 車両に他の権利者がいた場合の措置

売却しようとする車両に対して、登録等により公示された権利として差押、仮差押、仮処分、抵当権等がある場合には、その取扱いについて交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）と協議すること。

4 売却代金の売却費用への充当

入札者等に通知した費用その他売却に要した費用は、売却代金から充当するものとする。ただし、査定手数料は、売却代金から充当しないものとする。

5 売却代金の保管

売却代金は、保管金出納簿（様式第23号）に転記し原則として埼玉県指定金融機関に預金すること。

6 売却代金の返還

売却代金は、所有権が県に帰属する前に運転者等又は使用者等が判明したときは当該運転者等又は使用者等から車両受領書を徴して返還すること。

7 車両の廃棄

車両の売却につき、買受人がない場合において、車両の価額が著しく低く保管を継続することにより、使用者等の不利益になることが明白なときは、当該車両を廃棄するものとする。

第9 車両の所有権の県への帰属

署長は、法第51条第20項の規定により、その所有権が県に帰属した車両については保管物品県帰属調書（様式第24号）を、保管金については保管金県帰属調書（様式第25号）を作成し、県に引き渡さなければならない。

第10 登録の嘱託

署長は、第8に規定する売却、廃棄及び所有権の県への帰属があつたときは、次によりこれらの処分等に係る登録を運輸支局長又は市区町村長に嘱託するものとする。

1 売却する場合

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）に定める登録嘱託書に売買契約書等の登録の原因を証する書面を付し、移転登録を嘱託すること。

2 廃棄する場合

前記 1 の登録嘱託書に登録の原因を証する書面を添付し、抹消登録を嘱託すること。

3 県に所有権が帰属する場合

前記 1 により登録を嘱託すること。

第 11 積載物保管等の措置

署長は、保管した車両に積載物があつた場合は、前記第 5 から第 9 までの規定に準じて取扱うほか、次により措置するものとする。

1 確認、保管等

(1) 積載物の確認は、原則として車両の外部から行うこと。

(2) 積載物の保管は、現金にあつては保管金出納簿、その他の積載物にあつては保管車両（積載物）出納簿に記入し、原則として当該車両に積載して行うこと。ただし、現金等の保管は、次に定めるところによる。

ア 現金については、会計課の金庫に保管すること。この場合において公示期間を経過してもなお返還できないときは、埼玉県指定金融機関に預金すること。

イ 現金以外の貴重品については、会計課の金庫又は施錠設備のある保管庫に保管すること。

ウ 動植物又は食料品等で腐敗変質のおそれのあるもの（以下「動植物等」という。）については、その状況により当該動植物等の飼育等に適した業者等に委託保管し当該業者等から積載物預り書（様式第 26 号）を徴すること。

(3) 前記第 5 の規定によりドア及びトランクを開錠した場合又は前記(2)の措置をとるうえで必要があつてドアを開扉した場合は、開錠業者又は保管業者等の立会を求めて積載物を確認し、積載物確認書（様式第 27 号）を作成すること。

(4) 積載物が法令により所有又は所持が禁止されている物件であるときは、刑事訴訟法に定めるところによること。

2 告知

積載物の所有者等に、当該積載物を速やかに引き取るべき旨等を告知すること。

3 公示

(1) 法第 51 条第 22 項により準用する同条第 9 項の公示は、政令第 17 条により準用する政令第 16 条の規定するところにより、積載物公示書（様式第 28 号）を用いて行うこと。

- (2) 警察署内に保管積載物一覧簿（様式第 29 号）を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

4 公表

法第 51 条第 22 項により準用する同条第 10 項の公表は、府令第 7 条の 2 の 2 に規定するところにより、積載物公示書を用いてインターネットの警察署ホームページを利用し、公示後速やかに行うものとする。

5 返還措置

- (1) 委託保管中の積載物を返還する場合は、引取人に積載物引渡依頼書（様式第 30 号）を交付し、これと引き換えに積載物を保管業者等から営業時間内に引き取るよう指示すること。
- (2) 積載物引渡依頼書に記載された保管期間を過ぎた場合の追加料金は、別に直接保管業者等に支払うことになる旨を告げること。
- (3) 引取人から積載物受領書（様式第 31 号）を徴すること。

6 売却等

積載物が次に該当するときは、当該積載物を売却し、その売却代金を保管するものとする。この場合において、価格の評価は、古物商等の専門的知識を有する者の意見を聴いて行うものとする。

- (1) 腐敗若しくは変質により、そのものの価値が著しく減少するおそれがあるとき。
- (2) 当該積載物の所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して 1 月を経過しても返還することができない場合において、積載物の価額に比較し、保管に不相当な費用又は手数料を要するとき。

第 12 費用の徴収

署長は、移動等の措置をとったときは、次により当該車両の運転者等又は使用者等からその費用を徴収するものとする。ただし、当該違法駐車が、災害・盜難その他の理由によるもので徴収することが適当でないと認められるときは、その費用を徴収しないことができる。

1 徴収する金額

- (1) 車両の移動に要した負担金

違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則（昭和 48 年埼玉県規則第 69 号）に定めた金額

(2) 車両の保管、開錠、公示その他の措置に要した費用

実費

2 納付命令等

(1) 納付命令

署長は、出納員又は分任出納員が運転者等又は使用者等から直接現金を領収した場合を除き、納入通知書兼領収書（埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）様式第21号）により、納付すべき金額及び納付期限（当該納入通知書兼領収書を交付する日から起算して15日以内とする。）を指定して、運転者等又は使用者等に対し、その費用の納付を命ずるとともに納付を怠るときは、地方税の滞納処分の例により、財産の差押処分がおこなわれる旨を告知すること。

(2) 納付催促

署長は、納付期限までに費用を完納しない者（以下「未納者」という。）に対して、電話、はがき等により納入を促すこと。

3 督促

(1) 督促状の送達

署長は、未納者に対して、財務規則第201条に定める督促状兼領収書（財務規則様式第109号）に納付すべき金額及び納付期限を指定して送達すること。この場合の納付すべき金額は、前記2(1)による納付を免じた金額につき、年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を加えた額とすること。

(2) 公示送達

署長は、督促状兼領収書を発しても、未納者が所在不明等のため返戻された場合は、市町村、その他の機関に照会して、その所在確認に努めたうえ、なお所在の確認ができない者については、公示送達書（様式第32号）を、警察署の掲示板に掲示を始めた日から起算して7日間掲示して督促を行うこと。

4 滞納処分

(1) 執行手続

ア 署長は、督促状兼領収書を発した日（公示送達については、掲示をはじめた日）から起算して10日を経過した日までに、督促に係る金額（以下「滞納金」という。）

を完納しない者（以下「滞納者」という。）については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する手続に準拠し、滞納金を徴収するものとする。

イ 署長は、滞納処分の執行を決定するときは、事前に次の事項を本部長に報告するとともに、滞納処分の執行の時期等を交通指導課長と協議すること。

(ア) 滞納者の住所、氏名

(イ) 督促等の状況

(ウ) 納付の見込みの有無

(エ) その他参考事項

ウ 署長は、滞納処分の執行決定をした滞納者のうち、所在が確認できている者に対しては、最終催促状（様式第 33 号）を送達して、差押えを予告すること。

(2) 徴収職員の指定等

ア 署長は、滞納処分に必要な質問、検査若しくは捜索又は財産の差押えを行うときは、交通課長、交通課の係長又は主任（事故検査係及びひき逃げ検査を担当する者を除く。）を徴収職員に指定し、徴収職員証票（様式第 34 号。以下「証票」という。）を交付すること。

イ 徴収職員は、滞納処分の執行に当たつては、証票を携帯するとともに、滞納者等から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(3) 派遣要請

ア 署長は、滞納処分の執行を決定したときは、交通指導課長に担当係員の派遣を要請することができる。

イ 交通指導課長は、派遣要請を受けたときは、必要により担当係員を派遣するものとする。

ウ 派遣された担当係員は、署長の命を受け徴収職員の行う事務を補助するものとする。

(4) 関係書類の整理保存

滞納処分に関する書類は、1 件ごとに滞納処分一件書類表紙（様式第 35 号）を付して編冊すること。

第 13 積載物への準用

積載物保管等の措置に要した費用の徴収については、前記第 12 の規定に準じて行うものとする。

第14 審査請求

1 教示

(1) 署長は、納付命令、督促及び滞納処分を行うに際しては、当該処分につき埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間並びに、当該処分又は裁決につき埼玉県を被告として取消訴訟を提起する旨及び出訴期間を、納付命令及び督促を行う場合には教示文（様式第36号）により、滞納処分を行う場合には教示文（様式第37号）により教示するものとする。ただし、出納員又は分任出納員が直接現金を徴収する場合であっても、前記の事項を教示文により教示するものとする。

(2) 署長は、移動等の措置及び積載物保管等の措置について埼玉県公安委員会に審査請求ができる旨を教示文（様式第38号）により教示すること。

2 処理手続

移動等の措置及び積載物保管等の措置に係る埼玉県公安委員会に対する審査請求については、行政不服審査手続規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第5号）に基づき処理すること。

第15 料金の支払

署長が移動業者、保管業者等に支払う料金は、次によるものとする。

1 移動業者に支払う料金名及び金額

料金名は、出動料金、作業中止料金、移動作業料金、けん引走行料金及び搬送料金とし、その金額は県と移動業者との間において書面契約している場合はこれにより、それ以外の場合は実費とする。

2 保管業者に支払う料金名及び金額

料金名は、保管委託料金とし、その金額は、車両については県と保管業者との間において書面契約している場合はこれにより、それ以外の場合及び積載物については実費とする。

3 その他の者に支払う料金名及び金額

料金名は、査定（積載物の評価を含む。以下同じ。）料金、登録嘱託料金及び開錠料金とし、その金額は実費とする。

4 料金の支払基準

(1) 出動料金

出動料金は、移動業者が、現場に出動した場合に支払う。ただし、二輪車の搬送に係る出動料金は、支払わない。

(2) 作業中止料金

作業中止料金は、車両を移動するために必要な作業に着手したが、移動に至らないで、その作業を中止した場合に支払う。

(3) 移動作業料金

移動作業料金は、車両を指定場所に移動した場合に支払う。

(4) けん引走行料金

けん引走行料金は、車両(二輪車を除く。)を移動した場合にその走行距離に応じて支払う。

(5) 搬送料金

搬送料金は、車両を搬送した場合にその搬送距離に応じて支払う。

(6) 保管委託料金

保管委託料金は、保管業者等が車両又は積載物を保管した場合にその保管時間に応じて支払う。

5 支払手続

(1) 出動料金、作業中止料金、移動作業料金、けん引走行料金及び搬送料金（以下「移動委託料金」という。）又は保管委託料金は、移動業者又は保管業者等から 1 か月分をまとめて、次により請求書及び明細書を提出させ、その請求書を受理した日から 30 日以内に財務規則の定める手続により支払うものとする。

ア 移動業者については、請求書（様式第 39 号）又は請求書（様式第 40 号）及び移動委託料金明細書（様式第 41 号）又は移動委託料金明細書（様式第 42 号）

イ 保管業者等については、請求書（様式第 43 号）又は請求書（様式第 44 号）及び保管委託料金明細書（様式第 45 号）又は保管委託料金明細書（様式第 46 号）

ウ 移動委託料金明細書及び保管料金明細書は、取扱責任者が関係記録と照合し、誤りのないときは確認欄に押印すること。

(2) 査定料金、開錠料金は、請求書を提出させ、その請求書を受理した日から 30 日以内に財務規則の定める手続により支払うものとする。

6 支払い上の注意事項

料金の支払いに当たつては、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 移動作業料金を支払うときは、出動料金は支払わないこと。
- (2) 作業中止料金を支払うときは、出動料金は支払わないこと。作業中止料金にいう「作業に着手した」とは、車両（二輪車を除く。）をジャッキ等の器具により車両を「持ち上げ始めたこと」をいう。ただし、二輪車は「持ち上げ、又は専用の台車に乗せたとき」をいう。
- (3) けん引走行距離及び搬送距離に 0.5 キロメートル以上 1 キロメートル未満の端数がある場合は、切り上げること。

第 16 報告

- 1 署長は、移動等の措置及び積載物保管等の措置に伴い特異事項があつた場合はその都度、本部長に報告すること。
- 2 署長は、移動等の措置結果を、違法駐車車両移動措置状況報告書（様式第 47 号）又は違法駐車車両移動措置状況報告書（様式第 48 号）により 1 か月分を取りまとめて翌月 10 日までに本部長に報告すること。ただし、移動等の措置、費用の徴収等の異動がない月については、報告を省略することができる。

実施日

この例規通達は、昭和 60 年 7 月 25 日から実施する。

実施日（昭和 61 年 3 月 28 日埼例規第 18 号・交指・会）

この例規通達は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（昭和 62 年 4 月 1 日埼例規第 22 号・交指・会）

この例規通達は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 2 年 3 月 27 日埼例規第 20 号・交指・会）

この例規通達は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 2 年 12 月 28 日埼例規第 65 号・交企）

この例規通達は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

実施日（平成 3 年 3 月 29 日埼例規第 22 号・務）

この例規通達は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成4年3月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成4年3月17日から実施する。

実施日（平成5年3月12日埼例規第10号・務）

この例規通達は、平成5年3月15日から実施する。

実施日（平成6年3月18日埼例規第15号・駐対・会）

この例規通達は、平成6年4月1日から実施する。

実施日（平成6年5月10日埼例規第31号・交企）

この例規通達は、平成6年5月10日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年3月29日埼例規第24号・務）

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成8年9月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日（平成11年4月7日埼例規第31号・務）

この例規通達は、平成11年4月12日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成12年9月29日埼例規第65号・総）

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

実施日（平成14年5月23日埼例規第45号・駐対）

この例規通達は、平成14年6月1日から実施する。

実施日（平成14年7月1日埼例規第55号・交企）

この例規通達は、平成14年7月1日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成16年11月1日交企第658号）

1 この通達は、平成 16 年 11 月 1 日から実施する。〔後略〕

実施日（平成 17 年 4 月 1 日務第 891 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 5 月 31 日駐対第 620 号）

この通達は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 5 月 30 日交指第 895 号）

この通達は、平成 20 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 11 月 28 日務第 3307 号）

この通達は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 29 日務第 840 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 31 年 3 月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和元年 12 月 13 日交指第 1820 号）

この通達は、令和元年 12 月 14 日から実施する。

実施日（令和 2 年 11 月 27 日交指第 2002 号）

この通達は、令和 2 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
なお使用することができる。

実施日（令和 3 年 3 月 12 日務第 489 号）

この通達は、令和 3 年 3 月 19 日から実施する。

実施日（令和 3 年 6 月 28 日会第 437 号）

1 この通達は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
なお使用することができる。

実施日（令和4年9月30日指第976号）

この通達は、令和4年10月1日から実施する。

実施日（令和5年3月30日交総第331号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

様式第1号（第2関係）

役員名簿					
法人名称				所在 地	
役員	番号	役職名	氏名	生年月日	住所
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

(注) 1 番号1の欄には、代表者を記載すること。
 2 役員とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。

誓 約 書

当法人は、役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでに掲げる次のいずれかに該当する者はいないことを誓約します。

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

警察署長 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

放 置 車 両 現 認 状 況 報 告 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

警 察 署

階 級

氏 名

印

下記のとおり、現認したので報告する。

標 章 番 号				
放 置 車 両	車 名		塗 色	
	登録(車両)番号		特 徴 等	
違反現認日時	月 日 午 (前・後)	時 分		
違 反 場 所	市・区	丁目	番 号	先
移 動 日 時	月 日 午 (前・後)	時 分		
違 反 態 様				
現 場 略 図				
備 考				

放 置 車 両 現 認 状 況 報 告 書					
警 察 署 長 殿			年 月 日		
			階 級	警 察 署	(印)
			氏 名		
下記のとおり、現認したので報告する。					
標 章 番 号					
放 置 車 両	車 種	1 原付	2 0.25ℓ 以下	3 0.25ℓを 超える	塗 色
	車 名		登録(車両)番号		
違反現認日時	月	日	午 (前・後)	時	分
違 反 場 所	市・区 丁目 番 号 先				
移 動 日 時	月	日	午 (前・後)	時	分
違 反 態 様					
現 場 略 図					
備 考					

様式第5号（第4関係）

A | B | C | D | E | F | G

進港駐車車同移動指圖報告書（四輪車）

車両保管登録		車両預り書		整理番号		年	月	日
移動先(保管場所)		1. 動的駐車場() 2.						
保管期間		月	日	年	(前・後)	時	時	分から
		月	日	年	(前・後)	時	時	分から
								時間
車両引渡依頼書		発行	月	日	No.	被けん引取辦		記入欄
引取人住所氏名		住所 氏名				電話		
納入通知書		第	号	年	年	月	日	発行 金額 円
備考								
車両返還物業者		係 諸職		氏名				印
車両登録料	支拂							

通 知 年 月 日	送 反 者	地 點 年 月 日
所 有 者	住所 氏名	電話
送 反 者	住所 氏名	電話
告知しない場合の理由		
借 用 者		
送 反 者	係 階級	氏名

		費用(賃保)開帳				
開帳日付 年月日	賃 保 金 額	1 月	2 月	3 月		
		日	日	日		
賃保状 領收	期初 期終	年 月	月 日	日	發行 金額	門
徴収料 請求書		年 月	月 日	日	徴収済	
保管委託料		月	日	請求(支払)	済	
会計料金等		月	日	請求(支払)	済	
納報費		月	日	請求	待	
賃保開帳者		係 階級	氏名		印	

様式第6号(第4関係)

A B C D E F G

違法駐車車両移動措置報告書(二輪車)

移動措置欄								
違反現況者 (監視員は会社名) 会社名	係員番号	氏名						
放置車両確認標章番号	違反想定法・指							
違反現況日時 年 月 日 午(前・後)	時 分							
違反場所 市・区	先道線							
一車種原付	0.25m以下のもの		0.25mを超えるもの					
車名	染色	車両番号						
移動作業着手日時 年 月 日 午(前・後)	時 分							
作業区分及び使用車両 1 作業中止 2 移動 1 警察車両 2 業者の車両								
車両認定年月日	危険有無							
車両種別 スクーター オートバイ 普通二輪車 原付二輪車	左	右	前	後				
登録料金支拂 未支拂								
	住所・氏名 (謝金支拂の有無)	住所 氏名	市・区 電話	謝金支拂 有・無				
移動措置者	係員番号	氏名	申					

車両保管・返還								
移動措置番号	整理番号	第	年	月	日			
車両預り番号								
移動先(保管場所)	1 駐輪跡番号()	2				警察署		
保管期間	月	日	午(前・後)	時	分から			
月	日	午(前・後)	時	分から				
車両引渡依頼書発行月日	月	日	200			搬送距離 km		
引取人住所氏名	住所 氏名	電話						
納入通知書 納付期限	第	年	月	日	発行	金額	円	
	月	日						
領取	月	日	微取済					
車両返還措置者	係員番号	氏名	申					

違反物置間係								
告知年月日	年	月	日					
所有者住所 氏名	電話							
違反者住所 氏名	電話							
告知しない場合の理由								
偽者								
違反告知者	係員番号	氏名	申					

費用(替保)開帳								
替 保 状 第 納 付 期 限	1回	月	日	2回	月	日		
	3回	月	日	4回	月	日		
	5回	月	日	6回	月	日		
	替 保 状 第 納 付 期 限	号	年	月	日	発行	金額	円
領 取	月	日	日					
移動委託料	月	日	請求(支払)済					
保管委託料	月	日	請求(支払)済					
公示料金等	月	日	請求(支払)済					
支 納 領 告	月	日	領	申				
替 保 開 帳 措 置 者	係員番号	氏名	申					

様式第7号 (第4関係)

第 号 年 月 日			
移 動 措 置 書			
警 察 署 長 殿			
住 所 氏 名			
下記のとおり移動(出動)しました。			
作業区分	1 出動のみ 2 作業中止 3 移動		
移動(出動)日時	月 日 午(前・後)	時 分から	
	月 日 午(前・後)	時 分まで	
出動場所	市・区	丁目	番号先道路
けん引又は搬送の距離	キロメートル		
移動先			
移動した車両	車名		塗色
	形式		車両番号
車両の積載物			
※費用			
※確認欄	階級	氏名	印

注 1 車両を移動(出動)した都度立会いの警察官に提出してください。

2 ※印欄は、警察官が記入します。

第 号
年 月 日

移動措置書

警察署長殿

住 所

氏 名

下記のとおり移動しました。

作業区分	1 作業中止		2 移動	
移動日時	月 日 午(前・後) 時 分から			
	月 日 午(前・後) 時 分まで			
移動場所	市・区 町 丁目 番 号先道路			
搬送距離	キロメートル			
移動先				
移動した車両	車種	1 原付 2 0.250以下 3 0.250を超える	車名	
	塗色		車両番号	
車両の積載物				
備考				
※費用				
※確認欄	階級	氏名		(印)

(注) 1 車両を移動した都度立会いの警察官に提出してください。

2 ※印欄は、警察官が記入します。

様式第9号(第4関係)

違法駐車車両移動措置報告受理簿(四輪車)

整理番号	受理日時		報告者		受理者 報告方法 係別	車両番号			違反日時 違反場所		車両照会 月日 違反態様 盜難	標章番号	理由	移動責任者指示			作業区分等		保管日時
			職員番号			車種	車名	塗色						移動要否	指示時刻	確認印	1出動のみ2作業中止3移動 けん引又は搬送の距離		
			係別														月日	違反態様 盜難	
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 有 無	車両照会 法・指 有 無	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 有 無	車両照会 法・指 有 無	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 無 有	車両照会 法・指 有 有	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 無 有	車両照会 法・指 有 有	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 無 有	車両照会 法・指 有 有	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)
	前 午後	月 時 分	交・地・他	有線 無線		月日前後時分 市 無 有	車両照会 法・指 有 有	危険 障害	有 無	時 分	印	1・2・3 km		/ 時分から / 時分まで					
												署長印	告知状況 切符番号		職番	□交通□地域 □他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 (生年月日) · · (歳) 免許番号	(自宅・勤務先・携帯)

(注) 【係別】 交… 交通、地… 地域、他… その他を示す。なお、他の()内に、係を記入する。

様式第10号(第4関係)

違法駐車車両移動措置報告受理簿(二輪車)

整理番号	受理日時		報告者		受理者 報告方法 係別	車両番号		違反日時 違反場所		車両照会		標章番号 違反態様	理由 移動要否 法・指	移動責任者指示			作業区分等		保管日時			
			職員番号	車種		車名	月日			月日	移動要否			指示時刻	確認印							
			有線・無線	原・下・超			盗難			有無	障害			時分	搬送距離							
	前月日 午後時分	交・地・他						月日前・後時分		車両照会			危険 法・指	有無	時分	印		□作業中止 □移動		/時分から /時分まで 日		
								市		月日						有無		時分			km	
								原・下・超														
署長印	告知状況	級者		職番			<input type="checkbox"/> 交通□地域 <input type="checkbox"/> 他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 - - (自宅・勤務先・携帯) (生年月日) . . (歳) 免許番号 -								入力		保管料金		日 円	
																	<input type="checkbox"/> 警告 <input type="checkbox"/> 措置		<input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 通告(納通番号)		<input type="checkbox"/> 現金(領収番号)	
	前月日 午後時分	交・地・他					月日前・後時分		車両照会			危険 法・指	有無	時分	印		□作業中止 □移動		/時分から /時分まで 日			
							市		月日						有無		時分			km		
							原・下・超															
署長印	告知状況	級者		職番			<input type="checkbox"/> 交通□地域 <input type="checkbox"/> 他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 - - (自宅・勤務先・携帯) (生年月日) . . (歳) 免許番号 -								入力		保管料金		日 円	
																	<input type="checkbox"/> 警告 <input type="checkbox"/> 措置		<input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 通告(納通番号)		<input type="checkbox"/> 現金(領収番号)	
	前月日 午後時分	交・地・他					月日前・後時分		車両照会			危険 法・指	有無	時分	印		□作業中止 □移動		/時分から /時分まで 日			
							市		月日						有無		時分			km		
							原・下・超															
署長印	告知状況	級者		職番			<input type="checkbox"/> 交通□地域 <input type="checkbox"/> 他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 - - (自宅・勤務先・携帯) (生年月日) . . (歳) 免許番号 -								入力		保管料金		日 円	
																	<input type="checkbox"/> 警告 <input type="checkbox"/> 措置		<input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 通告(納通番号)		<input type="checkbox"/> 現金(領収番号)	
	前月日 午後時分	交・地・他					月日前・後時分		車両照会			危険 法・指	有無	時分	印		□作業中止 □移動		/時分から /時分まで 日			
							市		月日						有無		時分			km		
							原・下・超															
署長印	告知状況	級者		職番			<input type="checkbox"/> 交通□地域 <input type="checkbox"/> 他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 - - (自宅・勤務先・携帯) (生年月日) . . (歳) 免許番号 -								入力		保管料金		日 円	
																	<input type="checkbox"/> 警告 <input type="checkbox"/> 措置		<input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 通告(納通番号)		<input type="checkbox"/> 現金(領収番号)	
	前月日 午後時分	交・地・他					月日前・後時分		車両照会			危険 法・指	有無	時分	印		□作業中止 □移動		/時分から /時分まで 日			
							市		月日						有無		時分			km		
							原・下・超															
署長印	告知状況	級者		職番			<input type="checkbox"/> 交通□地域 <input type="checkbox"/> 他()	違反者 住所 氏名等	(住所) (氏名) 電話番号 - - (自宅・勤務先・携帯) (生年月日) . . (歳) 免許番号 -								入力		保管料金		日 円	
																	<input type="checkbox"/> 警告 <input type="checkbox"/> 措置		<input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 通告(納通番号)		<input type="checkbox"/> 現金(領収番号)	

(注) 【係別】 交…交通、地…地域、他…その他を示す。なお、その他の()内に、係を記入する。

様式第11号（第5関係）

号 日	第 年　月
車両預り書	
警察署長殿	
住所 氏名	
下記の車両を保管しました。	
保管を始めた日時	年　月　日　午（前・後）　時 分
保管した車両	車名　　塗色
	形式　　車両番号
車両の積載物	
※ 保管期（時）間	月　日午（前・後）　時　分 ～　月　日午（前・後）　時　分 時間 分
※ 保管料金	円（　　に確 認）
※ 確認欄	階級　　氏名 <small>印</small>

- 注 1 この預り書は、保管の都度警察官に提出してください。
- 2 ※印の欄は、警察官が記入します。
- (1) 保管期（時）間は、車両引渡依頼書に記載した期（時）間を記入すること。
 - (2) 保管料金は、電話等で確かめ相手方氏名を（　）内に記入しておくこと。

第 号
年 月 日

車両預り書

警察署長殿

住所

氏名

下記の車両を保管しました。

保管を始めた日時	年 月 日 午(前・後) 時 分				
保管した車両	車種	1 原付	2 0.250以下	3 0.250を超える	塗色
	車名			車両番号	
車両の積載物等					
※ 保管期間 (保管日数)	月 日 午(前・後) 時 分				
	～ 月 日 午(前・後) 時 分				
※ 保管料金	円 () に確認)				
※ 確認欄	階級	氏名			印

- (注) 1 この預り書は、保管の都度警察官に提出してください。
 2 ※印欄は、警察官が記入します。
 　(1) 保管期間は、車両引渡依頼書に記載した日数を記入すること。
 　(2) 保管料金は、電話等で確かめ相手方氏名を()内に記入しておくこと。

様式第13号 (第6関係)

車両引取連絡書

年 月 日 時 分 保管

車種 車両

車名 番号

警 察 署

様式第14号 (第6関係)

使 用 者 等 調 査 経 過 書
車両番号 号

月 時 日 分	取扱者	照会・調査方法	照 会・調 査 先	結 果	備 考
月 日 時 分					
月 日 時 分					
月 日 時 分					
月 日 時 分					
月 日 時 分					
月 日 時 分					
月 日 時 分					

注 調査結果が複雑なものは、調査報告書を作成すること。

様式第15号 (第6関係)

埼玉県		警察署告示第	号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第9項の規定により、次のとおり公示する。			
年　　月　　日			
埼玉県　　警察署長			
印			
保管した車両	車名		
	型式		
	塗色		
	番号標に表示されている番号		
駐車していた場所			
移動した日時	年	月	日 午（前・後） 時 分
保管を始めた日時	年	月	日 午（前・後） 時 分
保管の場所			
その他保管した車両を返還するため必要と認められる事項			

注 二輪車は、型式欄に車種（原付、0.250以下、0.250を超える）を記入すること。

様式第16号（第6関係）

保管車両一覧簿									
整理番号	保管した車両				保管した車両を駐車していた場所	移動を始めた日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	車名	型式	塗色	番号標に表示されている番号					
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		
						年月日 時 分	年月日 時 分		

注 二輪車は、型式欄に車種(原付、0.250以下、0.250を超える)を記入すること。

様式第17号（第6関係）

保管車両（積載物）出納簿

整理番号	受扱日	数量			摘要	返還又は買受人氏名	県帰属予定日
		受	扱	残			
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日
	年月日						年月日

注 1 摘要欄には、受け扱いした保管車両の登録番号又は積載物の品目及び積載物が積載されていた車両の登録番号と受け扱いの理由を記入する。

2 保管車両出納簿と積載物出納簿は、別冊とする。

様式第18号（第7関係）

第 号	
年　月　日	
車両引渡依頼書	
住 所	
殿	
警察署長印	
下記受取人に車両を引き渡すよう依頼します。	
受取人 住所・氏名	
引き渡し する車両	車名
	型式
	塗色
	車両番号
保管場所	
保管期間	月 日午(前・後) 時 分から 月 日午(前・後) 時 分まで
車両の積載物	

- 注 1 この依頼書と引き換えに車両を渡してください。
 2 受取人から車両受領書を徴し、警察署長に提出してください。

第 号
年 月 日

車両引渡依頼書

住 所

殿

警察署長 印

下記受取人に車両を引き渡すよう依頼します。

受取人 住所・氏名				
引き渡し する車両	車種	1 原付	2 0.25ℓ 以下	3 0.25ℓを 超える
	車名			
	塗色			
	車両番号			
保管場所				
保管期間		月 日 午 (前・後)	時 分から	
		月 日 午 (前・後)	時 分まで	
車両の積載物				

- (注) 1 この依頼書と引き換えに車両を渡してください。
 2 受取人から車両受領書を徴し、警察署長に提出してください。

様式第 20 号 (第 7 関係)

年　月　日

車　両　受　領　書

警察署長 殿

返還を受けた者

住 所

氏 名

下記のとおり車両（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	月　　日　午（前・後）　時 分
返還を受けた場所	
返 還 を 受 け た 車 両	整理番号
	車　名
	型　式
	塗　色
	番号標に表示さ れている番号
	(返還を受けた現金)

年 月 日

車両受領書

警察署長 殿

返還を受けた者

住 所

氏 名

下記のとおり車両（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	月 日 午（前・後） 時 分
返還を受けた場所	
返 還 を 受 け た 車 両	整理番号
車種	1 原付 2 0.25ℓ以下 3 0.25ℓを超える
車名	
塗色	
番号標に表示されている番号	
(返還を受けた現金)	

様式第 22 号 (第 8 関係)

第 号
年 月 日

殿

埼玉県 警察署長 印

車両入札通知書

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 16 条の 4 第 2 項により、次のとおり通知する。

入札に付する車両	車名	
	型式	
	塗色	
	番号標に表示されている番号	
入札執行担当者職・氏名		
入札執行日時	月 日 午（前・後）	時 分
入札執行場所		
契約条項の概要		
その他必要と認める事項		

注 二輪車は、型式欄に車種(原付、0.250以下、0.250を超える)を記入すること。

様式第23号（第8関係）

保 管 金 出 納 簿（現金及び売却代金）

整 理 番 号	受 払 日	摘 要	受	払	残	内 訳		県 帰 属 予 定 日
						現 金	預 金	
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日
	年 月 日							年 月 日

注 摘要欄には、受け払いの理由及び現金が積載されていた車両、売却した車両又は積載物が積載されていた車両の登録番号を記入する。

様式第24号 (第9関係)

保管物品 県帰属調書 (年度)

警 察 署

様式第25号 (第9関係)

保 管 金 県 歸 屬 調 書 (年度)

警察署

様式第 26 号 (第 11 関係)

		第	号
		年	月
積 載 物 預 り 書			
警察署長 殿			
住 所			
氏 名			
下記の積載物を保管しました。			
保管を始めた日時	年 月 日 午(前・後) 時 分		
保管を始めた場所			
保管した積載物の名称等	名 称 又 は 種 類	形 状	数 量
保管の方法			
※ 保管期(時間)	年 月 日 時 分		
	～ 年 月 日 時 分		
	月 日 時 分間		
※ 保 管 料 金	円 (に確認)		
※ 確 認 欄	階級		
	氏 名		(印)

※ 印の欄は、警察官が記入する。

様式第 27 号 (第 11 関係)

年 月 日

積 載 物 確 認 書

確認日時	年 月 日 午（前・後） 時 分			
確認場所				
積載物が積載されていた車両				
確認積載物	品 目	数 量	品 目	数 量
立会人	住 所 氏 名			
取扱者	階級	氏 名	(印)	

様式第 28 号 (第 11 関係)

埼玉県 警察署告示第 号		
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条第 9 項及び第 22 項の規定により、次のとおり公示する。		
年 月 日		
埼玉県 警察署長 団		
保管した積載物	名称又は種類	
	形 状 数 量	
積載物が積載されていた車両	車 名 型 式 塗 色	
	番号標に表示された 番 号	
保管した積載物が積載されていた車両が駐車していた場所等	駐車して いた場所	
	移動した日 時	年 月 日 午（前・後） 時 分
積載物の保管を始めた日時及び保管の場所	保管を始めた日時	年 月 日 午（前・後） 時 分
	保 管 の 場 所	
その他保管した積載物を返還するため必要と認められる事項		

注 二輪車は、型式欄に車種（原付、0.25t以下、0.25tを超える）を記入すること。

様式第29号（第11関係）

保管積載物一覧簿										
整理番号	保管した積載物			積載物が積載されていた車両				積載物の保管を始めた日	積載物の保管の場所	備考
	名称又は種類	形 状	数 量	車 名	型 式	塗 色	番号標に表示されている番号			
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		

注 二輪車は、型式欄に車種（原付、0.25ℓ以下、0.25ℓを超える）を記入すること。

様式第30号（第11関係）

第 号
年 月 日

積載物引渡依頼書

住 所

殿

警察署長印

下記受取人に積載物を引き渡すよう依頼します。

受取人 住 所・氏 名			
積載物 の 名称等	名称又は 種類		
	数量		
	形状		
保管場所			
保管期間	月	日午（前・後）	時 分から
	月	日午（前・後）	時 分まで

注 1 この依頼書と引き換えに積載物を渡してください。

2 受取人から積載物受領書を徵し、警察署長に提出してください。

様式第31号 (第11関係)

年 月 日

積 載 物 受 領 書

警察署長 殿

返還を受けた者

住 所

氏 名

下記のとおり積載物(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時	月 日 午(前・後) 時 分
返還を受けた場所	
返 還 を 受 け た 積 載 物	整理番号
	名称又は種類
	形 状
	数 量
(返還を受けた現金)	

様式第32号 (第12関係)

埼玉県 警察署告示第 号

次に掲げる者に送達すべき道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第17項の規定に基づく督促状を当警察署に保管していますから、送達を受けるべき者は、来署のうえ当該督促状を受領してください。

年 月 日

埼玉県 警察署長 印

送達を受けるべき者

様式第33号（第12関係）

交 第 号

年 月 日

殿

警 察 署 長 印

最 終 督 促 状

あなたは、再三の催促等にもかかわらず、下記の違法駐車車両の移動料金・保管料金・公示その他の料金を納付していません。

つきましては、来る 年 月 日までに本状持参のうえ来署して納付してください。万一、この期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により、あなたの財産の差押処分を行います。

なお、あなたの登録財産や債権の差押えは、お宅に伺わないで直接調査して行うことがありますので御了承ください。

	年 度	徴収金の種類	納付期限	金 額
滯 納 金 額	年度	移 動 料 金	・ ・	円
	年度	保 管 料 金	・ ・	円
	年度	公示その他の料 金	・ ・	円
	計		-----	円

第 号

徴 収 職 員 証 票

所 属

警 察 署

階 級

氏 名

生年月日

年 月 日 交付

埼玉県 警 察 署 長 印

滞納処分一件書類表紙

年 度		整理番号	第	号
滞 納 者	住 所			
	氏 名			

埼玉県 警察署

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があつたことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

請 求 書

金額	百万	拾	万	千	百	拾	円
----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 中の違法駐車車両移動（出動）作業料

内 訳

別紙移動委託料金明細書記載のとおり上記金額を請求いたします。

年 月 日

警察署長 殿

住 所

会社名

代表者

電 話

担当者名

振込先

金融機関		銀 行 用 金 庫
口座番号	普通 当座	信 用 組 合
口座名義	フリガナ 氏 名	
(埼玉県登録 債権者コード)		

請 求 書

金額	百万	拾	万	千	百	拾	円
----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 中の違法駐車車両移動の作業料及び運搬料

内 訳

別紙移動委託料金明細書記載のとおり上記金額を請求いたします。

年 月 日

警察署長 殿

住 所

会社名
代表者電話
担当者名

振込先

金融機関			銀 行 用 金 庫
			銀 行 用 金 庫
口座番号	普通 当座		銀 行 用 金 庫
口座名義	フリガナ 氏 名		
(埼玉県登録 債権者コード)			

様式第41号(第15関係)

(四輪車)

移動委託料金明細書

月の下記車両の移動委託料金は次のとおりです。

番号	出動 月日	被移動車両番号	作業区分			けん引又は搬送の距離	移動委託料金				備考
			出動のみ	作業中止	移動		出動料金	作業中止料金	移動作業料金	けん引又は搬送の料金	
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
計		件	件	件	件	km	円	円	円	円	

確認欄	上記の記載事実は関係記録と照合して間違いないことを確認した。 年 月 日 警察署 階級(職) 氏名 印				
-----	--	--	--	--	--

(注) 1 この明細書は、請求書に添付してください。

(注) 2 作業区分欄は、該当するものに○を記入してください。

(注) 3 確認欄は、警察署の取扱責任者が記入、押印します。

(様式第42号(第15関係))

(二輪車)

移動委託料金明細書

月の下記車両の移動委託料金は次のとおりです。

番号	出動 月日	被移動車両番号	作業区分				搬送距離			移動委託料金									備考	
			作業中止		移動					作業中止料金			移動作業料金			搬送料金				
			原付	0.250以下 える	0.250超 える	原付	0.250以下 える	0.250超 える	原付	0.250以下 える	0.250超 える	原付	0.250以下 える	0.250超 える	原付	0.250以下 える	0.250超 える	原付		
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
/																				
計		件	件		件		km			円			円			円			円	
確認欄	上記の記載事実は関係記録と照合して間違いないことを確認した。 年 月 日 警察署 階級(職) 氏名 印																			

(注) 1 この明細書は、請求書に添付してください。

(注) 2 作業区分欄は、該当するものに○を記入してください。

(注) 3 確認欄は、警察署の取扱責任者が記入、押印します。

様式第42号（継続紙）

請 求 書

金額	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 中の違法駐車車両の保管料

内 訳

別紙移動委託料金明細書記載のとおり上記金額を請求いたします。

年 月 日

警察署長殿

住 所

会社名

代表者

電話

担当者名

振込先

金融機関			銀 行 信 用 金 庫 店 信 用 組 合
口座番号	普 通 当 座		
口座名義	フリガナ 氏 名		
(埼玉県登録 債権者コード)			

請 求 書

金額	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 中の違法駐車車両移動の保管料

内 訳

別紙移動委託料金明細書記載のとおり上記金額を請求いたします。

年 月 日

警察署長殿

住 所

会社名

代表者

電話
担当者名

振込先

金融機関		銀行 信用 金庫 店 組合
口座番号	普通 当座	
口座名義	フリガナ 氏 名	
(埼玉県登録 債権者コード)		

様式第45号（第15関係）

保管委託料金明細書

月中の下記車両の保管委託料金は、次のとおりです。

番号	保管車両		保管期間		契約金額 (円)		保管委託料金		備 考
	車種	車両番号	始期～終期	時間	1時間	円	明 細	計	
			月 日 時 分から	時間	1時間	円	円	円	
			月 日 時 分まで		円	円	円		
			月 日 時 分から	時間	1時間	円	円	円	
			月 日 時 分まで		円	円	円		
			月 日 時 分から	時間	1時間	円	円	円	
			月 日 時 分まで		円	円	円		
			月 日 時 分から	時間	1時間	円	円	円	
			月 日 時 分まで		円	円	円		
			月 日 時 分から	時間	1時間	円	円	円	
			月 日 時 分まで		円	円	円		
計		件							

※ 確認欄

上記の記載事実は関係記録と照合して間違いないことを確認した。

年 月 日
警察署 階級 氏名

(印)

- 1 この明細書は、請求書に添付してください。
- 2 ※印欄は、警察署の取扱責任者が記入、押印します。

様式第46号(第15関係)

保管委託料金明細書

(二輪車)

月中の下記車両の保管委託料金は、次のとおりです。

番号	保管車両		保管期間		契約金額	保管委託料金	備考
	車種	車両番号	始期～終期	日			
	<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日	1 日 ----- 円	円	
	<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日	1 日 ----- 円	円	
	<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日	1 日 ----- 円	円	
	<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日	1 日 ----- 円	円	
	<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日	1 日 ----- 円	円	
計		件			円		

確認欄	上記の記載事実は関係記録と照合して間違いないことを確認した。				
	年	月	日	警察署	階級(職) 氏名 印

(注) 1 この明細書は、請求書に添付してください。

(注) 2 車種欄の原付～原動機付自転車、以下～0.25ℓ以下、超～0.25ℓを超えるを示す。

(注) 3 確認欄は、警察署の取扱責任者が記入、押印します。

様式第47号(第16関係)

違法駐車車両移動措置状況報告書・四輪車(月)

1 費用の徴収支出状況等

(1) 移動

警察署長

(担当者)

区分	移動件数	費用の徴収			件数及び費用の主出の内訳				
		件数	金額		出勤のみ	作業中止	移動した	けん引又は搬送の距離及び料金	合計
当月分	件	件	円	当月分	件数	件	件	km	件
当月分以外	---	件	円		契約委託料 (消費税相当額を含む。)	円	円	円	円
合計	件	件	円	累計分	件数	件	件	km	件
累計	件	件	円		契約委託料 (消費税相当額を含む。)	円	円	円	円
4月分徴収		件	円						
5月分徴収		件	円						

(2) 保管

区分	保管件数	費用の徴収		件数及び費用の主出の内訳					
		件数	金額	当月分	件数等	件	時間		
当月分	件	件	円	当月分	契約委託料 (消費税相当額を含む。)	件数等	件	時間	
当月分以外	---	件	円		契約委託料 (消費税相当額を含む。)			円	
合計	件	件	円	累計分	契約委託料 (消費税相当額を含む。)	件数等	件	時間	
累計	件	件	円			契約委託料 (消費税相当額を含む。)			
4月分徴収	件	円	円						円
5月分徴収	件	円	円						

(注) 1 4月分徴収欄又は5月分徴収欄には、前年度繰越分のうち、4月中又は5月中の徴収件数及び金額を記入する。

(注) 2 費用を徴収したもののうち、現行の負担金額と異なる金額が含まれるときは、該当欄に()を設け、その件数及び金額を内数で記入する。

(3) その他

区分		件 数	金 額	取扱日及び経過	
(1) 及び(2)のうち第12の規定に基づき費用を徴収しない事案	移 動	当月分	件 円		
		累 計	件 円		
	保 管	当月分	件 円		
		累 計	件 円		
移動したが保管しない事案		当月分	件 円		
		累 計	件 円		

2 未納状況

区分		件 数	金 額	備 考
移 動	当 月 分	件	円	
	累 計	件	円	
	年度繰越し	件	円	
	合 計	件	円	
保 管	当 月 分	件	円	
	累 計	件	円	
	年度繰越し	件	円	
	合 計	件	円	

(注) 1 合計欄には、累計と年度繰越しを合計した件数及び金額を記入すること。

(注) 2 備考欄には、「元号〇〇年〇月分〇件」の表記により、未納の内容を簡記すること。

3 立会謝金交付状況

区分		人員・金額	取扱日及び経過
交付人員	当月分	人	
	累 計	人	
交付金額	当月分	円	
	累 計	円	

4 積載物の保管・返還状況

区分		件 数	取扱日及び経過
保 管	当月分	件	
	累 計	件	
返 還	当月分	件	
	累 計	件	

様式第48号(第16関係)

違法駐車車両移動措置状況報告書・二輪車(月)

1 費用の徴収支出状況等
(1) 移動

警察署長
(担当者)

区分	車種別	移動数	費用の徴収		車種別	件数及び費用の主出の内訳								
			件数	金額		作業中止	移動した		搬送料		合計			
			件数	金額		件数	契約委託料	件数	契約委託料	搬送距離	契約委託料	件数	契約委託料	
当月分	原付	件	件	円	当月分	原付	件	円	件	円	km	円	件	円
	0.25ℓ以下	件	件	円		0.25ℓ以下	件	円	件	円	km	円	件	円
	0.25ℓを超える	件	件	円		0.25ℓを超える	件	円	件	円	km	円	件	円
当月分以外	原付	---	件	円	累計分	合計	件	円	件	円	km	円	件	円
	0.25ℓ以下		件	円										
	0.25ℓを超える		件	円										
合計		件	件	円	累計分	原付	件	円	件	円	km	円	件	円
累計	原付	件	件	円		0.25ℓ以下	件	円	件	円	km	円	件	円
	0.25ℓ以下	件	件	円		250ccを超える	件	円	件	円	km	円	件	円
	0.25ℓを超える	件	件	円		合計	件	円	件	円	km	円	件	円
区分	車種別		費用の徴収					備考						
			件数	金額		合計								
4月分徴収	原付	件	円											
	0.25ℓ以下	件	円											
	0.25ℓを超える	件	円											
5月分徴収	原付	件	円											
	0.25ℓ以下	件	円											
	0.25ℓを超える	件	円											

(注) 1 4月分徴収欄又は5月分徴収欄には、前年度繰越分のうち、4月中又は5月中の徴収件数及び金額を記入する。

(注) 2 費用を徴収したものとのうち、現行の負担額と異なる金額が含まれるときは、該当する欄に()を設け、その件数及び金額を内数で記入する。

(2) 保管

区分	車種別	移動数	件数及び費用の主出の内訳		
			件 数	日 数	金 額
当月分	原付	件	件	日	円
	0.25ℓ以下	件	件	日	円
	0.25ℓを超える	件	件	日	円
当月分以外	原付	---	件	日	円
	0.25ℓ以下		件	日	円
	0.25ℓを超える		件	日	円
合 計		件	件	日	円
累 計	原付	件	件	日	円
	0.25ℓ以下	件	件	日	円
	0.25ℓを超える	件	件	日	円
区分	車種別		件数及び費用の主出の内訳		
			件 数	日 数	金 額
4月分 徴 収	原付	件	日	円	
	0.25ℓ以下	件	日	円	
	0.25ℓを超える	件	日	円	
合 計		件	日	円	
5月分 徴 収	原付	件	日	円	
	0.25ℓ以下	件	日	円	
	0.25ℓを超える	件	日	円	
合 計		件	日	円	

(注) 1 4月分徴収欄又は5月分徴収欄には、前年度繰越分のうち、4月中又は5月中の徴収件数及び金額を記入する。

(注) 2 費用を徴収したもののうち、現行の負担額と異なる金額が含まれるときは、該当する欄に()を設け、その件数及び金額を内数で記入する。

(3) その他

区分	車種別	件 数	金 額	取扱日及び経過
(1)及び(2) のうち第12 の規定に基 づき費用を 徴収しない 事案	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	0.25ℓを超える	件	円	
	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	0.25ℓを超える	件	円	
	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	0.25ℓを超える	件	円	
	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	250ccを超える	件	円	
移動したが保管 しない事案	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	0.25ℓを超える	件	円	
	原付	件	円	
	0.25ℓ以下	件	円	
	0.25ℓを超える	件	円	